

教育こども委員会報告資料

福岡市立学校の臨時休業に伴う給食納入業者への措置について

・・・ P 1

令和 2 年 4 月
教 育 委 員 会

福岡市立学校の臨時休業に伴う給食納入業者への措置について

1 概要

福岡市では、新型コロナウイルスの感染拡大にともない3月2日から全ての市立学校を臨時休業しているが、小・中学校及び特別支援学校における学校給食の停止により、給食食材の納入業者が大きな影響を受け、厳しい経営状況にある。

このため、従業員の雇用の維持及び事業の安定継続、並びに学校給食の安定的な供給を図ることを目的として、令和2年3月分の主食及び副食にかかる経費について、休校措置の実施者である福岡市が負担するもの。

なお、今回の支援措置については、国の「学校臨時休業対策費補助金」制度を活用し、福岡市の財政負担の軽減を図るもの。

2 対象となる経費

福岡市に納入予定であった食材の転売等ができず、納入業者が負担した食材キャンセル費用、食材の繰越使用にかかる保管料、その他生じた必要経費等

3 措置金額

令和2年3月分計 **80,859 千円**

<内訳>

	措置金額
主食（パン、米、牛乳）	54,326 千円
副食（おかず等）	26,533 千円
合 計	80,859 千円

※ 3 / 4 国庫補助, 1 / 4 地方負担（うち 8 割は特別交付税措置予定）